

## 産業建設常任委員会 記録

1 開会日時 令和5年9月12日(火)午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室

3 事 件

議案第78号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第83号 工事請負契約の締結について

4 出席委員 弓掛 元, 重信好範, 新家良和, 鈴木深由希, 伊藤芳則, 新田真一, 増田誠宏

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【市 民 部】上谷市民部長, 田島収納課長, 勘田収納係長, 折山環境政策課長, 松岡環境政策係長,  
貞末資産税係長

【建 設 部】加藤建設部長, 熊谷都市建築課長, 山田建築指導係長, 行政土木課長, 井場部付課長,  
森田建設係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○弓掛委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は7名であります。全員出席ですので委員会は成立しております。本日の日程及び審査の方法につきましては、タブレットの産業建設常任委員会の令和5年9月定例会のフォルダでございます、審査順の通り行いたいと思います。十分な審査を効率的に行っていきたいと思いますので、円滑な進行に皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。議案第78号「三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)」について、市民部に係る審査を行います。なお、中継の都合上、説明及び答弁は着座のままお願いいたします。提案理由の説明を求めます。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 収納課、環境政策課が所管をいたします、議案第78号「三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)」についてご説明をいたします。説明は、提出させていただいております資料に沿って説明させていただきます。

市民部が所管します改正案は、第2条第19号書類及び金額と、第5条手数料の徴収時期となります。最初に、本条例の改正案の提案理由について説明いたします。環境政策課が所管します、第2条第19号改正は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続にする環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、旅館業法の一部が改正されたことに伴い、関係条例である三次市手数料徴収条例の一部を改正するものです。施行期日は、公布の日の令和5年6月14日から起算して6月を超えない範囲内において

政令で定める日となります。

収納課が所管します、第5条改正は、諸証明手数料の徴収時期をオンラインによる申請に対応するため、関係条例である三次市手数料徴収条例の一部を改正するものであります。施行期日は公布の日となります。

次に、提案内容の要旨について説明をいたします。第2条第19号改正は、旅館業者の手続きの簡素化、負担軽減を図るため、旅館業者から譲渡された譲受人は、新たに許可の取得等を行うことなく、業者の地位の承継として、第3条の2第1項として新設されたことに伴う改正となります。提出資料の3、参考欄、旅館業法新旧対照表をご覧ください。改正後の第3条の2第1項は、改正前は、第3条第1項の適用で許可とされていました。改正後において、地位の承継の承認に改められたことに伴い、提案内容の要旨欄の表内、三次市手数料徴収条例に規定する、第2条第18号の許可、2万2,000円から、同条第19号の承認、7,400円に移行し、増税により、改正前の第3条の3第1項が、第3条の4第1項に改められたことにより、第3条の4第1項を追加するものです。第5条改正は、令和4年7月より導入したオンライン申請や、来年2月導入予定のコンビニ交付サービスに対応するもので、第5条の規定文では、窓口交付に限った規定文となっていて、オンライン申請等では申請時において、キャッシュレス決済を確認した後に証明書を発行するため、手数料徴収時期を申請または交付に改正し、オンライン窓口双方に対応するものです。オンライン申請等に係る手数料の市への歳入は、クレジット決済では、決済月の翌月末、LINE Payでは決済日の5営業日後となります。従いまして、現行規定でも違法なものではありませんが、本年度において手法を広く展開していくことと、申請時の決済により、調定・債権・徴収は確定をしていますので、申請時も手数料の徴収時期に追加し、整理をするものです。参考にオンライン決済ブランド、令和4年度実績を提示しておりますので、ご参考としてください。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただき、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○弓掛委員長 質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 先ほどご説明あったんですが5条の改正ですね、5条の改正については本来7月、昨年7月ですかね、にした方がよかったというふうにはちょっと私は理解したんですけど、そうした中で他の新たな仕組み等を今後入れていくという中で他の条項について問題がなかったのか、その辺の確認というのはしっかりされているのか、確認の意味で質問させていただきます。

それともう1点、資料を一番下に、実績について載せていただいておりますが、オンライン申請の数は60件、これはおそらくライン申請の数だと思うんですが、昨日の教育民生常任委員会の説明では12月から電子申請に統合していくというようなお話がありましたが、この実績というのはこの統合等によって増えていくのかお伺いします。

○弓掛委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 この新たな手法というのはですね、今、国も勢力上げて、いろんな手法をですね、提示を

いただきますけども、こういったものが新たな手法としてという想定がですね、現状では、なかなか十分な情報がございません。ただ、今の現行をですね、今回の改正で、昨日の教育民生常任委員会でも印鑑登録証明の件で議論をいただきましたけども、それらも併せて、この改正によって満ち足りているだろうというふうには考えております。あと申請件数ですよね。電子申請に載せれば増えるかといえばですね、これもまたちょっと想定がつかいません。ただ現行パソコンしかない方であればですね、当然パソコンから入りますんで、そういった方の申請はあるだろうというふうには考えております。大きくこう伸びるというような想定は今ありませんけども、ただ、本年度はですね、今5ヶ月でもうすでに60件出ております。昨年の実績は9ヶ月で60件、今年度においては、今5ヶ月で60件ということで地道ではありますけども増えてきているなというふうには実感をしております。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ないようでしたら以上で議案第78号の市民部に係る審査を終わります。ここで説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(執行部入れ替え)

○弓掛委員長 続いて、議案第78号「三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)」について、建設部に係る審査を行います。提案理由の説明を求めます。

加藤建設部長。

○加藤建設部長 それでは議案第78号「三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)」について、建設部が所管する内容をご説明申し上げます。本案は現行の宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法に改正されたことに伴い、関係条例である三次市手数料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。その内容は、現行の手数料を県内統一とした金額に変更し、許可対象として、特定盛土等及び土石の堆積を追加するものです。

次に、法改正の背景と概要について説明させていただきます。令和3年7月、静岡県熱海市で盛土が崩壊し、大規模な土石流災害が発生したことを契機に、宅地造成等規制法が令和5年5月に改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法となり、盛土に関する制度が抜本的に改正されたものです。法改正の目的は、宅地、農地、森林といった土地の用途とは関係なく、土地を造成するために行われる盛土、切土、さらには、土捨て行為や一時的な堆積が人家等に被害を及ぼすことを防ぐことが目的で、盛土等がそうした被害をおよぼしうる地域を漏れなく規制区域として指定するなどが主な改正点であります。具体的に言いますと、県内で新たに規制区域が設定をされることとなります。本市におきましては、旧三次市の一部に設定されていた、宅地造成等規制区域、宅造区域といいますけども、それが三次市全域を対象として点在することとなります。また、宅造区域以外は、特定盛土等規制区域となり、宅造区域と合わせ、三次市全域がどちらかのエリアに設定されます。このエリア内では、一定規模以上の工事を実施する際に許可が必要となります。許可対象工

事につきましては2ページをご覧ください。中ほどにあります、①から⑥の工事が対象となります。許可に当たりましては、周辺住民への事前周知や、土地所有者の同意を要することが許可要件となっており、また施工状況の定期報告や、施工中の中間検査が新たに実施することになります。

次に、区域指定につきましては、広島県が定めるもので、4ページをご覧ください。本年7月に実施されました、パブリックコメント用の図面でございます。図面の赤線で囲っている区域が現在の宅造区域で、ピンク色の区域ですけども、ちょっと凡例右下の凡例の文字がですね、小さく見えにくくて大変申し訳ございません。ピンク色の区域が改正後の宅地造成等工事規制区域のエリアとなります。緑色の区域でございますが、これにつきましては、特定盛土等規制区域をお示ししております。なお、区域指定及び規制の開始は、広島県の所管する区域につきまして、令和5年9月28日の予定となっております。また、広島県との許可権限区分についても整理をされ、申請区域面積1万㎡、1haを境として、1ha以上は広島県の許可行為、1ha未満を三次市の許可行為となります。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

○弓掛委員長 質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 今回、隙間のない規制ということで、土地の用途にかかわらず区域規制を広げて、三次市全域が指定されます。宅造区域も増えていくということで、特に営農などにも関係してくるのではないかとと思うんですが、1つ目の質問として部署の調整、特に農政課などの調整をしっかりとされているのか、また指定することに課題等はないのか。

2点目として、規制強化によって市民への影響があると思うんですが、周知は、先ほどご説明あった9月28日に向けて周知はできているのか。

3点目として、そもそもこの広島県と役割分担していくということですが、区域が広がるので件数も増えるのではないかとと思うんですが、どのぐらいの件数を予定されてるのか、以上3点お願いします。

○弓掛委員長 熊谷都市建築課長。

○熊谷都市建築課長 まず関係部署との協議なんですけど、今回の特定盛土規制法に基づいて、農政課、今、農政課の方で管轄しております土砂条例での関係で、2,000㎡以上の盛土について農政課が管轄しております。これについては、今度は都市建築の方に変わりますので、先ほど2ページ目にありました、許可対象工事のこの6種類の行為が対象となりますので、500㎡以上の盛土に対しまして、三次市都市建築課の方で所管していきたいと考えております。まだ営農行為のどこまでが対象となるかということが課題になってくるんですが、これについては今現在も県の方で関係部署と調整しながら、1つずつ課題を解決するよう調整してきているところでございます。

続きまして周知の方ですが、広島県が主体で進めていますので広島県のホームページの方でも周知の方を行っておりまして、三次市においては、明日からケーブルテレビの放送の中で周知を行っていきたくと考え

ております。広島県との協議なんですけど、この間いろいろ毎月広島県の方で、県内の自治体を対象に説明会を開催しながら、いろんな問題点を提議しながらそれを解決することも含めて研修をして、進めております。以上です。

○弓掛委員長 熊谷都市建築課長。

○熊谷都市建築課長 申請件数でございますが、現在、宅造許可の申請と、土砂条例におきます申請との実績から勘案しまして、年間約5件から10件の申請を想定しております。以上でございます。

○弓掛委員長 増田委員。

○増田委員 現在も特に農業関係の部分ってのは調整中の部分が多いかなと思うんですけど、その辺しっかり担当課と連携していただきたいと思います。その中で最後の、件数5件から10件ということなんですけど、これだけ場所が増えて、いろんなところが対象になるんですけど、それでも年間5件から10件ぐらいのものなんでしょうか。それに合わせまして農政課から一部の部分が移動、都市建築課に移動してくるっていうことなんですけど、許可申請について、職員体制とかは十分になってるのか、対応できるのか、あわせてお伺いします。

○弓掛委員長 加藤建設部長。

○加藤建設部長 まず農政課の方で今所管してます、県条例の土砂埋め立て行為の、申請については、主には残土処分地の申請が多くあります。それと太陽光での造成等で伴うものとかが主なもので、これは全域を網羅してる関係で、今までの実績から年に数件程度というになってますので、今回宅造そのものは、もともとのエリアが多少は増えましたけど、基本的に大きく増加してくるというふうには今のところは考えておりません。

○弓掛委員長 熊谷都市建築課長。

○熊谷都市建築課長 職員の体制についてなんですけど、今想定は5件が10件ぐらいを想定していますが、実際にはどれくらいかというのは定かでないのは、正直思っております。その間、先ほども広島県の説明会とかいろいろ参加しながら、職員の意識を高めながら進めているところでございます。許可案件についても、ちょっと難しい案件とかいうことであれば、その都度また県と協議しながら関係部署を通して、また、研修しながら進めていきたいと考えております。以上です。

○弓掛委員長 加藤建設部長。

○加藤建設部長 先ほど大きな増加はちょっとないと申し上げたんですけど、今の埋め立ての方、県条例の埋め立ての方は、申請面積は2,000㎡以上ということでは、今度新しく500㎡以上に面積が変わってきますんで、その関係で500から2,000の間で許可が、対象外であったものが、今後そこについては増えてくる可能性としてはあるというふうには思ってます。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

新田委員。

○新田委員 自然大災害を基にした盛土についての法改正に伴う手数料と、手続きの問題であるということは理解します。私がお聞きしたいのは、この値上げの根拠として県内統一すべく、県にそろえるというご答弁でしたが、これをまずそろえるべきものなのかという、そろえなくてはならないものなのか。県の許可は1ha以上の部分で対照表を見ると値段は変わっていない。だから、それ以下の広さについてですよね。それが今までよりも、1割から1割5分ぐらいの増になってますが、市が持って許可をする値上げの金額の根拠ってというのは何になるのか。

それから、今、年間取り扱いは5件から10件と、広いところは、おそらく個人はほぼありえんですよ。ということは、私素人ですけど宅地って考えたとき、2,000㎡の盛土を削って建てる家っていったらすごい家だろうなと。これありえないなと。ただ500㎡以下は宅地造成でも、この許可を取ってということになるって考えたんですけど、違っていれば訂正してください。個人で、宅地造成をというようなのは、これは年間ほぼあるかないかぐらいの数なんですか。以上です。

○弓掛委員長 熊谷都市建築課長。

○熊谷都市建築課長 個人の造成なんですけど、いろいろ考えることで、いろんな想定はすべきだと思うんですが、個人の家を建てるためにされる方が、5件、6件を含めて造成を行うパターンもあると思います。今の県内統一の手数料なんですけど、これは県の方で調整されたんですけど、各市町においても同じ許可行為というか審査内容はもうそろえております。これも今後こういう案件があれば、どのように対応するかいうのも情報共有しながら進めていくということで、どこへ出されても同じ許可をしていくことは考えておりますので、県の方でも、県の管轄する自治体ですね、福山、呉、広島市を除く自治体、県が所管する自治体については県内統一した手数料で行っていくというふうに聞いております。その値上げなんですけど、今まで宅造の許可をしていく内容にですね、先ほど説明をしたように、その中間検査とか、定期報告とか、崖が生じる場合は擁壁を設置する場合には、構造計算とかという審査は増えてくることもありますので、それを加味しながら、今回手数料についても増加で、県内統一金額で設定してきたという経緯があります。以上です。

○弓掛委員長 新田委員。

○新田委員 ねばならないのかどうかという部分をお聞きしたのは、この盛土とか、許可申請の一般的な手数料ってというのは、手数料総体ですよ。自治体によって微妙に差がありますよね。県でそろえねばならないって言った時に、他の町村と同じようにというのわかるんですが、逆に三次市に多くの造成業者等を呼び込むためには、三次は従来通りでいいですよっていうのも1つの手法ではないか。考え方ではないかと。

それからもう1つ言いたいのは、今物価高騰の折の中で、もうじき市民の皆さんにも3,000円の藩札が配られます。それは少しでも今多くの市民の皆さんが生活の物価高を実感している。それで少しでも手助けになればという考え方なんですけど、これは建設部がどうこうじゃないんですけども、行政が値上げをせんとする手数料もおんなじ考え方はできんだろうかというのを思うわけです。値上げの根拠は県統一だと言われたんですけど、この手数料のために、例えば人件費がこんだけアップになってとか、それはあるんか、計算式に

使う紙代が高騰により大きく跳ね上がるからといったことではないですよ。いや、そういうのがあるんだというならそうして、そういう意味の中で、県が管轄してそろえるからということに対して、自治体とすれば、いや、うちは今まで通りでいいんだと、これが市民に直接的にはほぼあれかもしれませんが。宅地造成をした業者が市民に売るときには多分その価格は転化されてきますよね、土地の値段に。て考えたときに、手数料そのものを、まさに今の物価高の中で1年、2年据え置くとかいったようなことは考えられないか。ちょっと返答は難しいかもしれませんが、どうでしょうか。

○弓掛委員長 熊谷都市建築課長。

○熊谷都市建築課長 手数料、県内同じく許可行為をする許可の内容を審査する上で、県のいろんな聞き取りもある中で、この金額で適当であると、どこの市町も判断して統一になった経緯があります。市町によっては、その手数料が高いとか低いとかいう、これまでの議論は内部でなされたかもしれませんが、最後は県内統一金額にするということ決定しております。

○弓掛委員長 新田委員。

○新田委員 言われる意味は理解はできます。ただ一方で、物価高対応のために国の施策がどんどん打ち出されてくる。その中で市ができるっていうことを考えたときに手数料、もちろんいろんなその算出根拠はあると思いますけども、それをしばらく据え置くというのも大きい意味で考えたらいんじゃないかなと言いまして答弁は結構です、終わります。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員 特定盛土規制区域の件なんですけど、地形等の条件から盛土等がされれば、人家等に危害をおよぼしうるエリアという記載があるんですけども、それでもって三次市全体が、特定盛土規制区域にかかるとというのは、ちょっと矛盾してるんじゃないかという気はちょっとそれ、それが1つ。それから、1万㎡までが三次市の管轄という、それ以上は県の管轄ということになるんですけど、そうなるとおそらくもう県の方へ申請するという、この県の手数料はここで直接関係ないんですけど、どのようになるのかというのがちょっと聞きたいんですけど。

○弓掛委員長 熊谷都市建築課長。

○熊谷都市建築課長 質問の中の県の手数料事務についてなんですけど、各市町がすべて窓口になります。1ha以上も市町で受け付けて、事務を経由事務ということで、それを手数料をもらった申請書を含めて、県の方へ提出します。そういう経由事務もあります。1ha未満については市の方で審査することになります。区域の設定についてですが、最終的には県の方で設定します。その決定の区域の決定に関する基本事項がですね、山地丘陵地が多く、土砂災害の危険度も高いことから、土砂災害の発生がいせんせいのない区域は設定しないという基本方針のもとで、市街地集落地の設定、この宅地造成規制区域については、都市計画区域集落地はですね、基盤地図情報をもとに人家が概ね30戸以上連坦しているものを対象に、現行の宅造区域を参

考に、宅地造成等工事規制区域を設定しました。それ以外の区域については、全域特定盛土規制区域を設定することによって、これは三次市だけでなく、今回の県内対象となる市町全域隙間のない区域、どちらかの宅造規制区域、もしくは特定盛土規制区域、どちらかに該当しまして、該当しない地域はない設定となりました。

○弓掛委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 いやそれはわかるんですが、全域ということで、だからその文書として人家等に危険をおよぼしうるエリアとしながら、そうでないところが全部含まれるということでしょう。ちょっと文章がおかしいんじゃないかと。それとですね、今までは500㎡以下とかいうのは要するに宅地造成区域以外は、宅地造成なしで、例えば自分とこの田んぼを埋めて家建てる、息子が帰ってくるから家を建てるとかいうのは許可なくてできよったわけですよ。今度はそれに全部引っかかってくるということですよ。500㎡以内というのがあります。500mを超えなければいいわけですか。今までどおり。1件1万4,000円、高さの関係か。1メートルまでの500㎡以内は今までとよろしいということ。わかりました。

○弓掛委員長 今の関連で、結局全部引っかかるんで、さっき伊藤委員が言われたように、例えば全く他の人家に影響がないところも全部かかってくるイメージでいいんですよ。ということは、先程の新田委員じゃないですが、多大な手数料がかかるということですよ。これ、県の方の問題なんじゃないかな。

他に質疑ございませんか。

新家委員。

○新家委員 今、伊藤委員の質問の中で答弁がちょっとよくわからなかったんですが、1万㎡を超える申請について市で受けて県へ引き渡すという説明だったと思うんですけども、手数料については、広島県になるのか、それとも三次市に入るんですか。

○弓掛委員長 山田建築指導係長。

○山田建築指導係長 手数料につきましては、市の進達を経て県へ申請を出します。その進達を受け付けたときに、広島県の公金を三次市の窓口で支払っていただく、その支払い確認をしたものを広島県へ進達するといった流れになります。以上です。

○弓掛委員長 新家委員。

○新家委員 ということは、市に入らずに県に入るということでしょう、手数料は。そうですね。今回のこの改定の区分のところでも、1万㎡を超えるところについては徴収料の記載がないわけですから、当然市には入ってこない。それで、1万㎡までの5段階はそれぞれ料金引き上げしますよね。それで、1万㎡を超えるものについては従前は入ったけども、今後は入ってこない。例えば、令和4年度でもいいんですけども、それらの実績を踏まえてですね、今回の改正案で市に入る手数料はどう変化するのか。1万㎡までのところは手数料が上がりますね。1万㎡を超えたところは超えた5段階は今度県に行きますから、手数料が入らなくなる。そういった試算はされてますかどうか。



○弓掛委員長 加藤建設部長。

○加藤建設部長 具体的な試算というのは行ってませんが、今までの過去の実績において1haを超える案件というのは、ほぼない状態ですので、その辺について1ha未満で手数料が最低2,000円から最大1万3,000円上がってきますけども、その分の増件数がですね、横ばいとして考えれば、その上がる分だけの増にはなるというふうには考えております。

○弓掛委員長 新家委員。

○新家委員 例えばね、秋町に大型ソーラー作りましたよね。あれは相当広い面積だったと思うんですけども、ああいうのは過去には三次市に手数料として入ってきておったんですかどうですか。

○弓掛委員長 加藤建設部長。

○加藤建設部長 秋町のメガソーラーの造成につきましては、森林法によります林地開発許可申請と、土砂の県条例によります埋め立ての許可申請が該当しますが、それについては手数料は、手数料条例にはかかっておりませんので、手数料は発生していませんでした。今回新たに、そういった宅造区域以外のエリアが特定盛土の区域に指定されますので、そこらについては今後手数料が新たに発生してくるということになります。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員 市内で結構残土処理場が、今稼働してると思うんですけども、これは今までしとった分との関係では、どういう関係になるのか。新たに関わってくるのか。今までの継続でいいのかだけちょっと教えてください。

○弓掛委員長 加藤建設部長。

○加藤建設部長 残土処分地として、まだ継続中の案件につきましては、新たに届け出をさせていただいての許可ということで、新たな届出を特定盛土指定区域ということの届出をさせていただいて、手数料は発生しません。今後、変更等が、例えば面積の拡大等生じれば、新たな改正法に則って運用するというにはなるうかと思えます。

○弓掛委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ないようでしたら、以上で議案第78号の建設部に係る審査を終わります。ここで説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(執行部入れ替え)

○弓掛委員長 次に、議案第83号「工事請負契約の締結について」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

加藤建設部長。

○加藤建設部長 それでは議案第83号「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。本案は、一級河川権現川貯留施設整備工事に伴う工事請負契約の締結に当たり、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。本工事は一般競争入札を令和5年8月1日に行い、3者による入札の結果、4億6,310万円で大栄重機株式会社が落札いたしました。

工事内容でございますが、畠敷願万寺地区の排水対策事業の1つでもある流域対策として、雨水貯留施設の整備を行うもので、五龍川貯留施設に続き、必要な容量を確保するため、権現川貯留施設を整備するものです。

工事の概要としましては、施工場所につきましては三次市三次町願万地地内、工事名は一級河川権現川貯留施設整備工事です。工事概要は、貯留施設、流入施設、排水施設です。貯留施設は床面積が8,150㎡、貯留容量2万300㎡、構造は高さ3.5mのプレキャスト逆T擁壁で、貯留水位は2.5メートルでございます。流入排水環境は、いずれも直径800mmのヒューム管で、願万地排水機場付近の権現川の水位上昇により自然流入し、水位低下後に自然排出する構造としております。

工事期間でございますが、議決のあった日の翌日から令和7年2月28日です。財源は緊急自然災害防止対策事業債、充当率100%、交付税措置70%でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただき、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○弓掛委員長 質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 本件の落札率についてなんですが78.92%と、予定価格、大体90%が最低が多かったと思うんですけどこれ終わってますんで、低価格で落札していただけることは市の財政上はメリットがあることで、そのこと自体はいいことだと思うんですが、一方で低入札、ダンピング受注とも言われて、工事の手抜きや労働者や下請け業者にしわ寄せが来ることがあることが指摘されています。国からも指摘がありましたダンピング対策のさらなる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直しを要請されてますが、本件を含めてこれに対応している状況といえるのか、お伺いします。

○弓掛委員長 井場部付課長。

○井場部付課長 先ほど議員が言われたようにですね、当工事は工事の手抜きであるとか、下請け事業者へのしわ寄せとかですね、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等に繋がりがやすい、先ほど言われたように、いわゆるダンピング受注のですね、排除を目的とした低入札価格調査の対象工事となっております。で、調査基準価格を設定しております。今回の落札額についてはですね、この調査基準価格を下回っていませんので、直ちに工事の品質が低下すると、それが低下に繋がるという恐れは少ないと考えています。ですからこの工事はですね、周辺地域の安全安心な暮らしを守る施設整備でありますので、適正な履行確保のためにですね、日々の現場の確認とかですね、監督業務については適切に行いたいと考えております。

で、先ほどの国の基準の関係ですけれども、本市ではですね、低入札の価格調査制度の事務取扱要領を定めて、それに則ってですね、調査基準価格というものを算定しております。こちらについては直接工事費とかですね、共通仮設費、現場管理費、一般管理費にそれぞれ係数を乗じてですね、算定しております。この仕組みというか、やり方っていうのは国と変わらないんですけれども、今言った係数のところがですね、国と違うというような部分はありまして、そちらについてはですね、国から基準が示されておりますので、今後の見直しについてはですね、他の市や町の状況等を踏まえてですね、研究をしていきたいと考えております。以上です。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

新田委員。

○新田委員 概要と、それから、そのあとにあるのが平面図ですか。見せていただくと、もちろん貯留地としての工事なんですけど、きりりの駐車場としても使用を考えていらっしゃるだろうなど。車を止める線が引いてありますから。そうなったときに工事も含めてですけど、周辺の道路整備というのは、どのような計画になっているか。工事はこうで、きりりへはこうとか、いや、工事だけに、こういうふうになってますとかいうような、周辺道路整備はどうでしょうかというのが1つ。

2つ目なんですけど、権現川のこっちの駐車場の工事の折には、これを市民にも開かれた公園にというような中でバスケットのボードを作られておりますが、今回これ、そういったことも要望なり、或いは考えとしてあるかないか。そのためには、駐車場使用の折に、バスケットの申し込みが多くて断ったとか、なんかそんな実績みたいなものはあるかないかというのちょっと知りたい。以上お願いします。

○弓掛委員長 井場部付課長。

○井場部付課長 まず、道路の整備についてですけれども、今回の貯留施設の整備に合わせて貯留施設の周辺をですね、周回できるような管理を、道路としても利用できる道路を整備したいと思っています。大体4m、5m程度の幅の道路をですね、周辺にするようにしております。車につきましては、権現川の管理用道路を通ってですね、貯留施設の方に入っていけるようなルートを考えております。

○弓掛委員長 加藤建設部長。

○加藤建設部長 底地の用途といいますか、当面きりり等ですね、臨時駐車場ということで考えておりますが、いろいろとですね、今後市民の方からのご要望をいただく中で、どういった活動ができるかというのはですね、今後検討していくようには思っておりますので、当面今のきりりパークでのバスケットの利用とかでちょっと直接どの程度活用されてるかというのは、把握はできておりませんが、またこういった新しい権現川の貯留施設でもそういったことをですね、やりたいというようなご意見等もいただければですね、今後参考にさせていただければというふうに思います。

○弓掛委員長 今、道路とかきりりからの接続道路についてはちょっと答弁なかったと思うんですが。

井場部付課長。

○井場部付課長 きりりの方面へですけれども、貯留施設に車で入っていただいでですね、貯留施設から出て行くのにはですね、きりり側の方に歩行者が出ていける通路を設けております。そちらの方から出ていただきまして、和知三次の方に出ていただき、きりりの方に向かっていただくというふうなルートを考えております。以上です。

○弓掛委員長 だからきりりから、貯留地のところの直の道路、歩道ぐらいついてことですね。

井場部付課長。

○井場部付課長 そのように考えております。

○弓掛委員長 増田委員。

○増田委員 先ほどの質問に関連なんですけど、歩道程度の整備ってちょっとはっきりした答弁がなかったような気がすんですけど、これきりりに向かっては多分市道になってるんじゃないかと思うんですが、これは保育園の方に向けての道路になるんじゃないかと思うんですけど、これについては整備されるんですか。それとも、今草が生えてるような状態ではないかと思うんですが、その辺りの整備はされるのかちょっと再度お伺いします。

○弓掛委員長 井場部付課長。

○井場部付課長 今議員が言われたように市道がですね、保育所側の方にありますんで、今のこの発注時点ではですね、そちらの道路について整備をするということは、今考えておりませんが、今後の利用状況とか、そういったところで、車が通れるような整備は難しいと思いますけれども、人が通るような整備とかですね、そういったことは検討する余地はあるかなと思っております。以上です。

○弓掛委員長 増田委員。

○増田委員 ちょっとあわせて確認するんですけど、その辺の整備されていくっていう上で駐車場で使うということは、きりりの駐車場ということに当然なるんですが、きりりで使う部分というのは夜間使う部分が多いと思うんですけど、そのあたりの安全対策、例えば照明とかその辺は考えていらっしゃるのか、関連して質問させていただきます。

○弓掛委員長 井場部付課長。

○井場部付課長 今回整備する施設についてはですね、貯留機能が主目的となっております。今のところですね、そういったこともありまして照明の設置というのは予定しておりません。で、すでに整備済みのきりりパークを今臨時駐車場として利用しておりますけれども、その利用する際にはですね、主催者でありますとか、指定管理者などによってですね、警備員の確保であるとか、そういう必要な、その臨時駐車場として利用するのに必要な措置というのを行っていただいでしております。権現川の方についてもですね、同様に臨時駐車場として利用する際にはですね、利用者の方に必要な措置をお願いしたいと考えております。まずはですね、施設完成後の利用状況とかそういったところを見ていきたいとは思っています。以上です。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

新家委員。

○新家委員 権現川貯留施設について、6月30日の全員協議会で、いろいろ概要の説明をいただいたんですが、その時の工事費が全体で11億6,900万円という説明でした。そのうち、工事請負費9億6,500万円ということであったんですが、今回の入札結果を見ますと、4億6,300万円ということで、大幅に低下しますよね。6月30日の全員協の説明では、貯留施設が高さ3.5mのプレキャスト逆T擁壁、フラットゲート方式を採用したりということで工法に難しさがあって、高くなるのかなということでも理解しておったんですが、今回のその4億6,310万円、予定価格が5億8,600万程度ですよね。落札率が78.92と。その9億6,500万円の当初の工事費の予測が予定価格で5億8,600万円程度までに下がった、その主たる要因といたしますか、いろいろ努力をされたんかもわかりませんが余りにも下がりすぎなんで、その辺の説明をまずいただきたいと思います。

○弓掛委員長 加藤建設部長。

○加藤建設部長 委員おっしゃいましたように、6月30日の全員協議会におきまして、事業費総額をですね、11億6,900万円で説明をさせていただいております。これはあくまでも、その時点で予算措置をしております予算ベースをもとにですね、説明をさせていただいたということは正直でございますけれども、工事の入札、落札が終わった現段階、現時点でおきましては、精算見込みとして、事業費総額約6億7,000万円、今見込んでおります。その減額となった主な要因については、一番大きいのが工事請負費の減というふうに考えておりますけれども、当初の工事請負費9億6,500万円に対して、これはですね、6年度の債務負担行為4億円を含めた総額でございまして、3月議会におきまして当初予算の中で6年度の債務をご承認いただいておりますけれども、今現在6年度の債務負担行為4億円というのは、実際には予算化されてないものでございますけれども、その予定総額に対して、予定価格が5億8,700万円弱というような予定価格になりましたけれども、いろいろとですね、まず全員協の段階では設計の終盤ではありましたが、まだ具体的な予定確認、発注に向けた積算というものは当然行ってなかった状況の中で、ちょっと多く見込んだ説明をさせていただいたところもあったんですが、例えば設計でのですね、設計を進める中で貯留施設の侵入道であったり、施設の形状等ですね、見直し等も含めてコスト縮減も図りながら、ちょっと設計を考えていったということと、あと先ほどありましたけれども、プレキャストのT型擁壁の材料費、これがですね、当初想定をしていた単価に対してですね、実際に安価であったというようなところがですね、大きく減額になった要因というふうに分析をさせていただいております。最終的な契約額については、入札率が78.92%という結果になりましたけれども、想定としては85.6%ぐらいで落ちてくるのかなというふうな思いはございましたけれども、ここも想定以上の落札率になったということでですね、そこも含めてですね、大きな減額の要因になったということで考えております。以上です。

○弓掛委員長 新家委員。

○新家委員 いろいろ説明いただいたんですが、6月30日の全員協議会からまだ2ヶ月ちょいですよ。その時に、工事請負費が9億6,500万円という説明をされて、今回の予定価格が5億8,700万円程度に下がっ

て、さらにその落札率が78. いくらで、落札額は4億6,310万円。当初の工事請負費から見たら、落札額半分以上ですよ。従ってね、私が思うのに、このわずか2ヶ月間の間にそれだけの差異が出るということは、当初の積算見積もりはね、余りにも甘過ぎたんじゃないかと。しっかりと精査をした見積もりをされておったのかどうかということに対して、甚だ疑問を感じるんですよ。その辺についてはどのようにお考えですか。

○弓掛委員長 加藤建設部長。

○加藤建設部長 市としてですね、これほど大きな事業というのは経験も少ない中でですね、予算段階におきましても、ちょっとかなりですね、多く見積もったというのは正直あろうかと思ってます。6月30日の全員協の段階で、具体的な積算という発注に向けての金額もちよっとはじいてなかった中で、どうしても工事請負費の予算ベースをもとに説明をさせていただいたということで、甘かったと言えばちよっと甘かったという面もあるかとは思いますが、なかなかその概算をですね、はじくのもなかなか難しい状況であったというふうには思っております。今後、特に大きい事業についてはですね、もう少し精査をしてですね、予算を見積もっていくということ、1つの生かしてですね、これを機に生かし、そういったもうちよっと詳細な概算工事費というのがはじけるように努力していきたいというふうに思います。

○弓掛委員長 新家委員。

○新家委員 大きな工事言われますけども、この権現川貯留施設に関してはね、五龍川貯留施設の建設という前例があるわけですよ。願万地畠敷の内水対策として、先に五龍川貯留施設を整備したわけですね。五龍川の貯留施設は6億5,000万円、総事業費が。その時の工事請負費は3億5,000万円なんです。ですから、それから見ると面積も広いから、多少工事費は高くなるかなという気はしとったんですが、3月の一般質問でこの件を取り上げたときに当時の建設部長は、権現川貯留施設も、概ね五龍川貯留施設と同額程度でできそうです、という答弁をされておるんですね。ということは、6億5,000万円程度で権現川貯留施設もできようという予測に対して、さっき言いましたように、6月の全員協議会では16億6,900万円、そのうち工事請負費は9億6,500万円という答弁されとったんですが、今の加藤部長がおっしゃったように、トータルで6億7,000万円程度を見込んでおるといことはね、今回の落札額も4億6,300万円の工事請負費と、6月の全員協議会で説明された、その他の用地費とか委託料とか補償費とか、それを全部その時の数字を足し上げますと6億6,300万円になるんですよ。ですから概ね今答弁された6億7,000万円ぐらいになるんですけども、どうもね、やはり私はこのわずか2ヶ月間でこれだけ大きく差異があって、当初その11億6,900万円という総工事費のびっくりしたんですよ。五龍川の実績が6億5,000万円、もちろんその容量は増えますよ。7,600㎡が2万300㎡に増えるんですけども、工法から言ってもここまで増えるとはというのは思ってなかったんですけども、今説明を聞いて経過は大体わかったんですけども、もう1つ心配するのはですね、落札率が78%程度と当初の予定からどんどん下がって予定価格も下がってさらに下がってるということでね、果たしてその工事契約期間中、まだ令和7年2月まで時期がありますけども、工事をされていく上において、今回はその3者の応札があったということで競争原理が働いておりますよ。ですから、かなり無理をして落札された

んじゃないかという、そういう心配もしておるんです。そのことによって、工事費の値上げといいますかね、途中でこの落札額では工事ができなくなったんで、値上げをお願いしますよというようなことが起きてくるんじゃないかなという心配もするんですけども、その辺についてはどのようにお考えですか。

○弓掛委員長 井場部付課長。

○井場部付課長 確かにですね、昨今の物価高騰でありますとか、労務費の上昇というところですね、今後、工事費が増額するという可能性はゼロではないと考えています。で、そちらの増額の仕組みについては、例えばインフレスライドでありますとか、単価スライドとかですね、そういったそういう物価高騰がある場合に、実際変更ができるような仕組みがありますので、そういったことに該当してくるかどうかというところですね、そういう増額が必要かどうかというところを判断していきたいと考えております。以上です。

○弓掛委員長 新家委員。

○新家委員 物価スライドの適用とかね、そういう制度に基づいたものはいいんですけども、私が心配するのは、今回そのかなり無理をして落札をされておって、そのことによっての歪（ひずみ）といいますかね、そういうことが出るのが非常に怖いんで、その辺はしっかり精査をしてください。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木委員 地域住民の方が待っておられました。この権現川の貯留施設、本当に実行に移されてよくなったという気持ちをお伝えしたいと思うんですけど、ちょっと、全員協議会で設計の方の説明もいただいているんですけど、もう一度記憶が曖昧になってるのと、確認させてください。まず五龍川の貯留施設から流れたのが一旦権現川に行って、それまた流れていって、溢れないために権現川の貯留施設に一旦入ります。そして出るようにしてあるんですよね。それで径も、結構おっきいの用意されてるんですけど、こういうのは、やはり溜まってきた水、多めな水を排水するために必要な直径だったのかなと。こっちは250とか400の五龍川の方はちょっと細目だったと思うんです。あそこは水中ポンプが2台設置されておりますね。こちらの分の排水に関しましては、こういうポンプを使わない設計になっているのかということと、それから、かなりの量を想定して想定した上での設計だと思んですけど、予想がつかない今、線状降水帯とか降る量も予想つかないんですけど、これが逆流したりとか、そういう心配はないんでしょうか。その2点をお聞かせください。

○弓掛委員長 井場部付課長。

○井場部付課長 先ほど委員が言われたように、権現川の貯留施設についてはですね、流出管の方は少し径の小さいものが入ってます。ただ、流入口の方はですね、大きなボックスが入っておりますので、水の取り込みについては問題なく行えるものと思ってます。で、この貯留施設の役目としてはですね、豪雨が降った時に周辺が浸水しないように一時的に貯留をしまして、一時的に五龍川であるとか権現川の水を取り込みまして、その排出する時はですね、豪雨が収まって周辺の川の水が下がった時に排出しますので、排出側の管

については、そういったことが問題なく行えるような、ということで五龍川の施設については、径の小さいものを入れております。で、今回の権現川について、排出側もポンプがないんですけども、そちらについてはですね、今回は高さの関係で排出もですね、権現川の方が高さを低く設定ができましたので、自然に排水できるような形でしております。ポンプをつけると少なからず維持管理費がかかりますので、そういったことがないようにということで考えております。以上です。

○弓掛委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 要は権現川からは勾配が取れたということですね。自然排水の。それでポンプの必要性がなかったということで、今度は本線というか、あそこは馬洗川なんですかね、に近いですよ、出口が。やっぱりここはポンプがあったのかな。水門があったのかな。要は逆流をすごく心配するんですけど、その部分はあんまり影響はないですかね。それを避けるための貯留施設であったり、この五龍川の構造なんだろうと思うんですけど、十分排水できる。

○弓掛委員長 井場部付課長。

○井場部付課長 逆流というのは、馬洗川からの逆流という、権現川と馬洗川の合流部には樋門がありまして、その樋門を閉じて、あそこの願万地の排水機場でポンプを回すというような仕組みになっておりますので、馬洗川からの逆流というものは大丈夫かと思えます。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

重信副委員長。

○重信副委員長 先ほどの新家委員と同様の質問になろうかと思いますが、この落札額ですね、昨今の燃料高騰、そして物価高騰によってですね、この予算で本当にこの大工事ができるかちょっと心配してるところでございます。今一度、担当課のこの先の見通し、わかる範囲で教えてください。

○弓掛委員長 井場部付課長。

○井場部付課長 現時点のですね、物価であるとか労務費をもとに今回積算をしておりますので、発注をしておりますので、あと冒頭説明しましたように、今回の工事については低入札価格調査制度に基づいて発注をしておりますので、その調査基準価格を下回っていないというところからですね、適正な移行が図られるものと考えております。で、今後の物価上昇等についてはですね、先ほど申し上げましたように、必要な増額、そういう物価の高騰による必要な増額については検討していきたいと考えております。以上です。

○弓掛委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ないようでしたら、以上で議案第83号の審査を終わります。建設部の皆様、ありがとうございました。ここでしばらく休憩したいと思います。再開は11時25分といたします。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開



○弓掛委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。それでは、委員会審査報告書に沿って議案ごとに討論、採決を行います。これより議案第78号「三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）」について討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○弓掛委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより議案第78号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○弓掛委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。次に、議案第83号「工事請負契約の締結について」の討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○弓掛委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより議案第83号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○弓掛委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。以上で採決を終わります。

次に委員長報告ですが、今回の議案の報告に付すべき意見があればお願いします。なおご意見は議案審査に関係するものとしてください。付すべき意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○弓掛委員長 それではお諮りいたします。委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○弓掛委員長 ではそのようにさせていただき、後日タブレットへ入れさせていただきますので、よろしく願います。

以上で本日の予定はすべて終了いたしました。これにて、産業建設常任委員会を閉会とします。

委員の皆様、ご苦労さまでした。

午前11時27分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和5年9月12日

産業建設常任委員会

委員長 弓 掛 元